

担当課名	予防課
担当者名	課長 加藤 恵介 課長補佐 柏内 康秀
連絡先	234-9980 内線 3772

岡山市消防事務手数料条例及び岡山市証明事務等手数料条例の
一部を改正する条例の制定について
(甲第144号議案)

1 改正理由

火災で被災された方及び救急搬送された方の負担軽減を図るため、現在、これらに関する証明について1事項ごとに300円徴収している手数料を免除しようとするもの。また、自然災害によるり災に関する証明について、手数料免除の根拠を明確にし、統一的な運用を確保しようとするもの。

2 改正概要

(1) 岡山市消防事務手数料条例の改正

「消防事務に関する証明」のうち、「火災によるり災又は救急搬送に関する証明」の手数料を免除するもの。

り災証明・救急搬送証明	300円(変更前)
-------------	-----------

 →

免除(変更後)

(2) 岡山市証明事務等手数料条例の改正

自然災害によるり災に関する証明については、現在、「その他市長が特に手数料の免除をする必要があると認めるもの」として手数料を免除しているが、免除事項として本条例に明文化するもの。

市長が特に必要があると認めるものとの解釈で免除(変更前)



台風、地震その他の自然災害のり災に関する証明に該当するため免除(改正後)

3 施行日

令和4年10月1日

4 各証明の概要

(1) 火災によるり災証明

消防が現場等で確認した損害を証明する「り災証明書」とり災者から提出された火災損害届に基づき証明する「り災届出証明書」があり、合わせて年間約250通、各消防署で交付。

(2) 救急搬送証明

傷病者の搬送病院等について証明するもので、年間約5通、各消防署で交付。

(3) 自然災害によるり災に関する証明

①住家については各区役所市民保険年金課・各支所総務民生課で(年間2、3通程度)、②農水産業用施設、機械等については各区役所農林水産振興課・各支所産業建設課で(平成30年7月豪雨災害以外はなし)、③店舗、工場、事務所等の建物、設備、資材等については産業振興・雇用推進課で(令和2年度1通)交付。